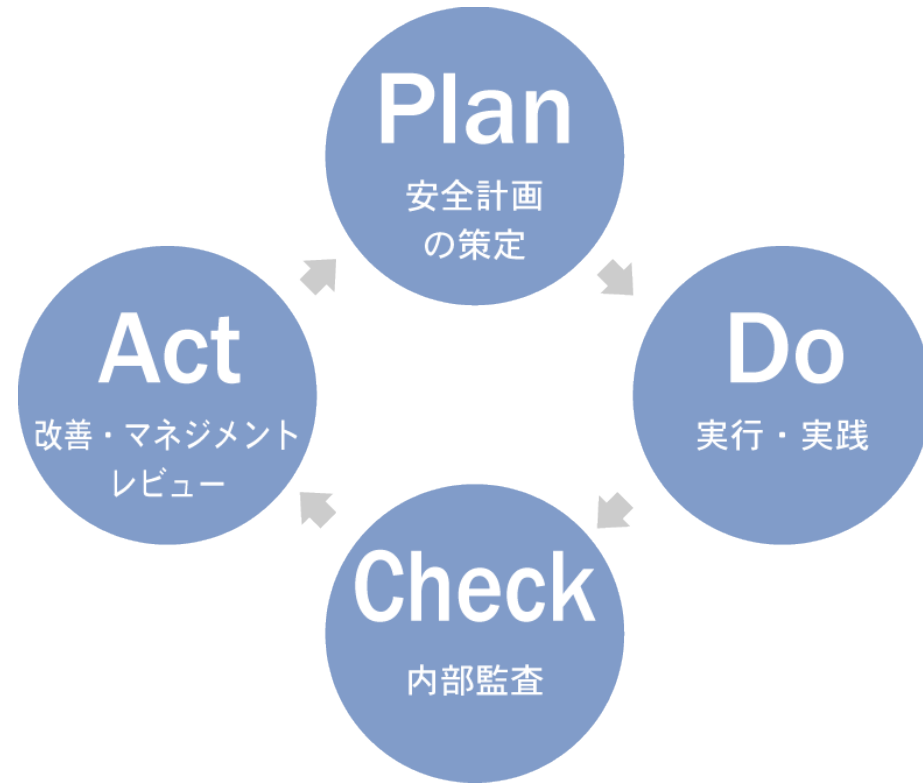


輸送の安全に関する 情報の公開について

2020年4月1日

函館バス株式会社

平成18年10月1日、運輸安全一括法の施行により、道路運送法が改正されたことに伴い輸送の安全を確保するために守るべき事項を定めた「輸送安全管理規定」を策定し、この規定に基づき輸送の安全に関する
計画 (Plan) ⇒ 実行 (Do) ⇒ 評価 (Check) ⇒ 改善 (Act)
を継続して行い、常に業務を改善することで、輸送の安全確保及び輸送の安全性向上に努めております。



旅客自動車運送事業運輸規則第47条の7第1項に基づき、輸送の安全に関する情報を公開いたします。

目次

運輸安全マネジメントに関する取り組みについて

1. 輸送の安全に関する基本的な方針
2. 2020年度輸送の安全に関する目標
3. 2019年度輸送の安全に関する目標と達成状況
4. 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計
5. 輸送安全管理規定
6. 輸送の安全のために講じた措置及び講じようとする措置
7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制
8. 輸送の安全に関する教育及び研修の実施
9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置
10. 安全統括管理者に係る情報

運輸安全マネジメントに関する取組みについて

平成22年度より【安全方針】を策定。

1. 使命である安全輸送の最優先
2. 関係法令の遵守
3. 安心・快適な輸送サービスの提供

上記方針のもと、安全輸送を第一とし、社員一丸となり安全に関する取組みを実施して参ります。

安全方針

1. 使命である安全輸送の最優先

バス事業の運営に輸送の安全確保が最も重要であり、最大の使命とする

2. 関係法令の遵守

安全への確保において、関係法令の遵守及び執務の厳正に努める

3. 安心・快適な輸送サービスの提供

お客様へ安全・快適なサービスを提供し、地域に貢献する

輸送の安全に関する計画の策定、実行、評価、改善（Plan, Do, Check, Act）を確実に実施する。

平成27年5月1日

代表取締役社長

森 健二

1. 輸送の安全に関する基本的な方針

- (1) 社長は、輸送の安全の確保が事業経営の根幹であることを深く認識し、社内において輸送の安全の確保に主導的な役割を果たしています。また、現場からの安全に関する声に真摯に耳を傾けるなど、現場の状況を十分に踏まえつつ、社員に対し輸送の安全の確保が最も重要であるという意識の徹底を図っています。
- (2) 輸送の安全に関する計画の策定、実行、チェック、改善（Plan Do Check Act）を確実に実施し、安全対策を不断に見直すことにより、全社員が一丸となって業務を遂行することにより、絶えず輸送の安全性の向上に努めると共に、輸送の安全に関する情報を積極的に公表しています。

2. 2020年度輸送の安全に関する目標

重点目標

①レガートドライブによる安全輸送

②指差呼称による安全確認

実施項目

①車両の発進、走行、停車すべてにおいてなめらか（レガート）に運転操作を行うことで、法令遵守及び安全性・快適性の向上へ繋げ、総括的な安全輸送を実施します。

②重大事故（発進時の接触衝突・車内転倒等）防止策として、バス発進時における指差呼称確認を各研修会及び事故防止会議に取り入れ、声に出し注意喚起することで安全意識向上を図ります。

3. 2020年度輸送の安全に関する目標と達成状況

	有責事故件数 【目標】	有責事故件数 【実績】	内 物損	内 人身	無責事故
2019年度	前年度 15%削減	41件	31件	10件	19件
2020年度	事故防止重点目標 ・物損事故31件 → 21件（32%削減） ・人身事故10件 → 9件（10%削減）				

2019年度事故防止重点目標達成状況に関して

- ・有責事故件数については、2018年度58件から2019年度41件と目標である前年対比15%削減を達成しました。
- ・貸切バスについては、2019度も有責事故件数0件であり、2020年度も引き続き事故件数0件を目標とします。



4. 自動車事故報告規則 第2条に規定する事故に関する統計

2019年度 事故報告規則第2条に基づく報告内容		
規定	自動車事故 第2条 抜粋	件数
第1号	自動車が転覆し、転落し、火災を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む)と衝突し、若しくは接触したしたもの	0件
第3号	死者又は重傷者を生じたもの	0件
第7号	操縦装置又は乗降口の扉を開閉する操作装置の不適切な操作により、旅客に障害が生じたもの	0件
第9号	運転者の疾病により、事業用自動車の運転を継続することができなくなったもの	0件
第11号	自動車の装置の故障により、自動車が運行できなくなったもの	1件
第12号	車輪の脱落、被牽引自動車の分離を生じたもの	0件
	合計	1件

行政処分公表

- ・ 2019年度 輸送の安全確保命令、業務命令、その他の行政処分は受けておりません。

5. 輸送安全管理規定

別紙のとおり定めて国土交通省に報告しております。 【別紙参照】

6. 輸送の安全のために講じた措置 及び 講じようとする措置

2019年度に輸送の安全のために講じた主な措置

・ 運輸安全マネジメント認定セミナーの受講状況

運輸局主催セミナー	:	ガイドラインセミナー	0名、	内部監査セミナー	:	0名
自動車事故対策機構主催セミナー	:	ガイドラインセミナー	0名、	内部監査セミナー	:	0名
MS & ADインターリスク総研主催セミナー	:	ガイドラインセミナー	0名、	内部監査セミナー	:	0名

2019年度のセミナー受講者はいませんでした。2020年度は運輸局主催セミナー等の受講を目指します。

- ・ 運転免許試験場コースを活用したスキルアップ研修会

運転免許試験場コースを活用し、オーバーハング、死角、交差点の一時停止と進入角度を実車のバスを用いて検証し、ミラーだけでは確認できない実際の死角やオーバーハングによる内輪差などを体感させ事故防止に対する意識向上を図りました。



- ・ アルコール検知器による確実な検査

乗務前、勤務終了後、運行前 2 時間以上の休憩後の発車前に乗務員のアルコール検査を行っています。
遠隔地におけるアルコール検査は、モバイルチェッカーにより、記録、データ管理を行い確実な検査を実施しています。



- ・健康管理に着目した事故防止

平成28年より全乗務員を対象としたSAS（睡眠時無呼吸症候群）を取り入れ健康面から乗務員管理を実施し、検査結果によっては再検または専門医からの診察を受け、健康面からも安全対策へつなげていきます。



- ・ドライブレコーダーの導入

平成28年にすべての車両へ設置完了し、映像による教育及び事故原因の追跡など各事故防止の委員会、研修会に使用し、安全意識向上を図ります。



・ 事故防止会議

毎月テーマを決め全営業所で定期的に行う事故防止会議において、乗務員に対して最近の事故事例と再発の取組みや季節運行のバスにおける注意点など運行・安全・事故防止・車両整備等に関する事例の周知のほか、リスク情報（ヒヤリハット情報等）及びドライブレコーダーの映像を活用しての危険事例の共有・水平展開等を行ない、輸送の安全確保及び向上に努めています。



・ 運転者スキルアップ研修会

安全対策室において、年4回の乗務員を対象に座学を取り入れたレガート運転の実車訓練を実施しているほか、他県で開催されたドライバーズコンテストに参加させるなど運転技術の向上を図り事故防止に努めています。



- ・バスジャック訓練の実施

警察と合同による路線バスを使用したバスジャック訓練を実施しました。発生時の対応要領等について乗務員及び運行係等が実践的訓練により再確認するなどして未然防止に努めています。



- ・運行管理者会議

年4回運行管理者会議を実施したほか、外部講師を招聘した研修会を開催し「聞く力」と「話す力」を身に着けるなど運行管理者としての能力向上を図り事故防止に努めています。



- ・ 2020年度に輸送の安全のために講じる主な措置（計画）

2019年度の輸送の安全に関する取組みを継続すると共に、常にPDCAサイクルを活用し、期間中でも改善を図って参ります。

2020年度は、運行管理者の安全意識向上とスキルアップを図るため、外部講師による研修及び年4回に渡り運行管理者研修会を実施し、管理者の教育強化を図って参ります。

乗務員教育については、数年間に渡り継続しています他社への運転技術向上研修を年3回実施し、重点目標でありますレガート運転の技術向上と安全対策の強化を図って参ります。

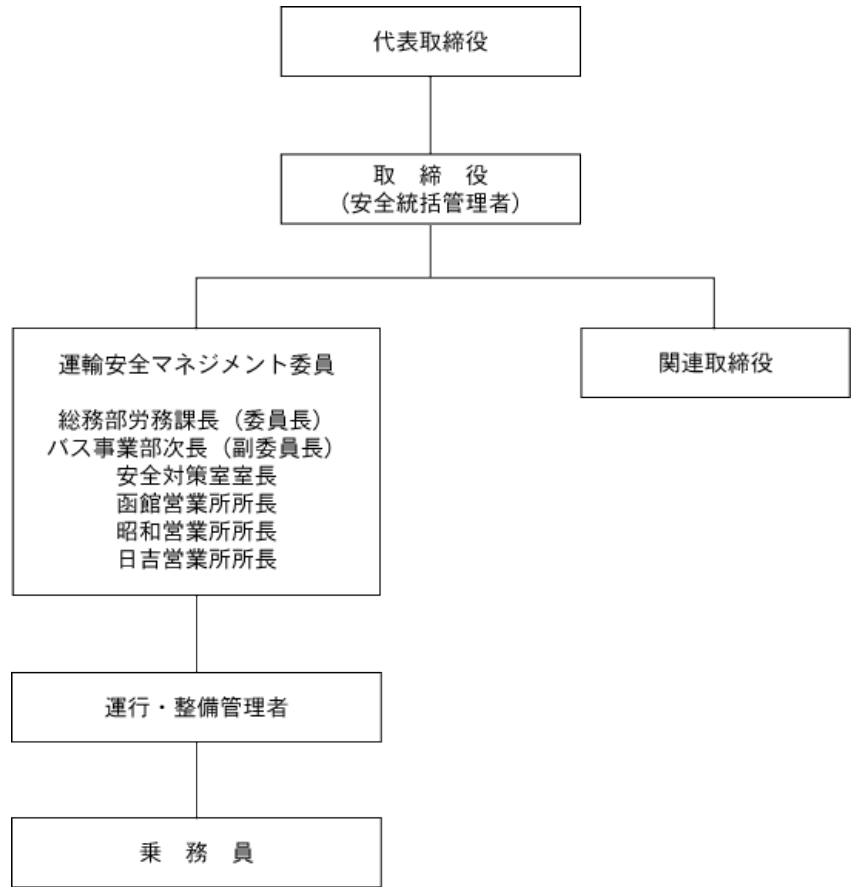


7. 輸送の安全に係る情報の伝達体制その他の組織体制

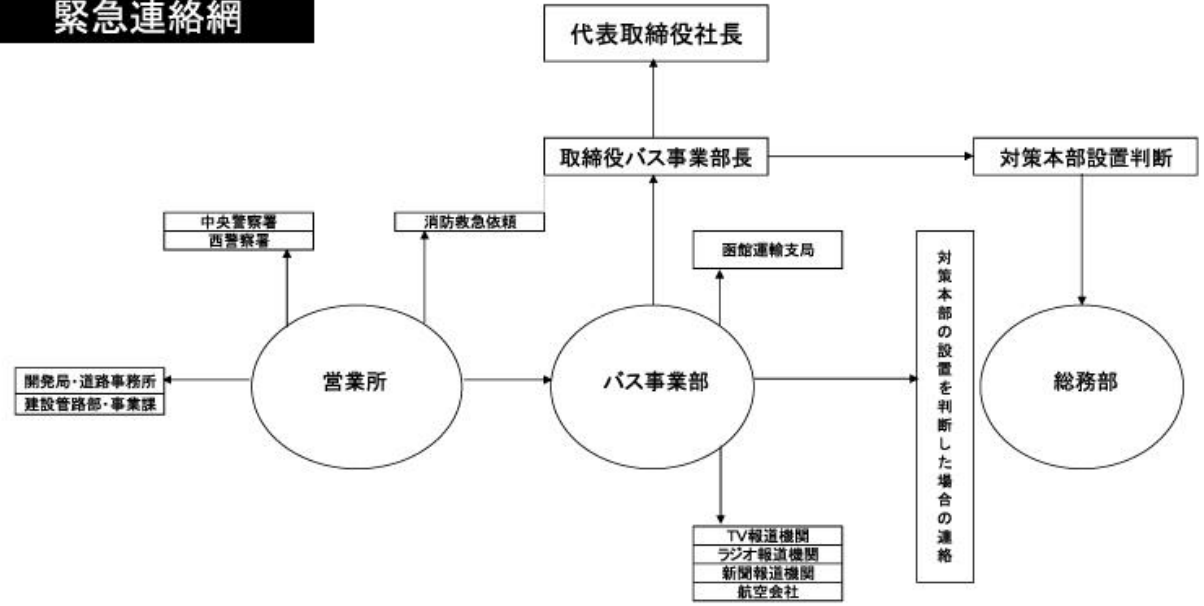
下 左図：輸送安全マネジメント組織体制図（輸送安全管理規定第8条4項）

下 右図：事故、災害時における緊急連絡体制（輸送安全管理規定第13条1項）

輸送安全マネジメント組織体制図



緊急連絡網



8. 輸送の安全に関する事故防止の取組みと教育及び研修の実施状況

月	項目	内容
4	経営陣訓示	安全マネジメント概要周知等
	春の交全国交通安全運動	乗務員個別指導の実施
	運行管理者会議	運行管理者のスキルアップ研修会
5	交通安全旬間「スピードダウン」	主要交差点における街頭啓発
	車両点検整備強化旬間	車両及びシートベルトを含めた装備機材の点検整備
6	シートベルト着用強化月間	貸切バスの乗客に対する着用の徹底
	バスジャック対応訓練	訓練の実施
	車両火災時の対応訓練	訓練の実施
	乗務員スキルアップ研修会	地元警察協力のもと講習会の実施
7	夏の交通安全運動	乗務員個別指導の実施
	バス車内事故防止強化月間	バス車内事故防止啓発
	運行管理者会議	運行管理者のスキルアップ研修会
8	運行管理者研修会	外部講師による研修会の実施
9	秋の全国交通安全運動	乗務員個別指導の実施
	飲酒運転防止旬間	道交通安全対策会議の計画に基づき実施
	マネジメントレビュー会議	マネジメントの取組み進捗及び全体確認

月	項目	内容
10	車両及び装備部品等総点検	冬期を前に車両及び装備資機材の点検
	事故防止委員会 「旗の波作戦」	小学校付近で「スピードダウン」等の旗を掲げ事故防止の啓蒙活動
	運行管理者会議	運行管理者のスキルアップ研修会
11	冬の交通安全運動	乗務員個別指導の実施
	冬期運転者研修	経営陣による全営業所への巡回指導
	冬道安全運転講習会	運転試験場での実技訓練実施
	災害発生時の想定訓	地元警察協力のもと実施
12	年末年始輸送安全総点検	運輸局の通達に基づき実施
1	スリップ事故防止月間	スリップ事故の防止啓発
	運行管理者会議	運行管理者のスキルアップ研修会
2	厳冬期の交通安全運動	乗務員個別指導の実施
3	運転者研修会	年間の営業所別の事故分析及び特徴など総括研修を実施
	乗務員スキルアップ研修会	外部講師を招聘し研修会の実施
	マネジメントレビュー会議	マネジメントの取組み進捗及び全体確認

9. 輸送の安全に係る内部監査の結果並びにそれに基づき講じた措置

2020年2月1日～2月10日の間にて、本社管理部門及び営業所、出張所、案内所計10箇所において「輸送の安全に関する内部監査」を実施しました。

【監査結果と内容】

- ・安全管理体制の維持管理の留意点
- ・重点目標の実施確認
- ・重点目標の浸透状況
- ・安全統括管理者の役割 など

安全輸送を第一に考え運転者対策などに取り組む姿勢が認められるなど、概ね適正であることを確認いたしました。

内部監査委員

10. 安全統括管理者に係る情報

道路運送法第22条の2項第4号の規定により、安全統括管理者を選任しています。

取締役バス事業部長 内澤 博昭